平成２７年（フ）第４号
岐阜市茜部菱野２丁目94番地　サンハイツカワムラ505号室
債務者　森　　美幸（旧姓小副川）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１４号
兵庫県姫路市勝原区下太田280番地１　シルフィード102号
債務者　和田　秀也
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３６号
兵庫県姫路市六角276番地５
債務者　谷岡　あや
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３４号
広島県安芸郡府中町本町５丁目６番18―８号パレス103
債務者　山田　道幸
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９号
福岡県久留米市御井町1771番地24
債務者　森　　正則
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目４番地５　スカイハイツカナダ106号
債務者　馬場　亮輔
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目４番地５　スカイハイツカナダ106号
債務者　馬場　由美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９５号
鹿児島県日置市吹上町中原2621番地
債務者　宮崎千鶴子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番12号
債務者　勝島　金一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１８号
鹿児島県大島郡知名町大字瀬利覚2124番地
債務者　山田　政治
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県奄美市名瀬和光町22番地14
債務者　奥　　文五
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8191番地　６号棟
債務者　中森　　繁
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県垂水市中俣305番地６
債務者　節政信太郎
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県垂水市市木3393番地
債務者　三森　　武
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町２丁目１番５号　第１中村ビル110
債務者　鈴木　良雄
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第８号
北海道沙流郡日高町富川南３丁目４番11―201号
債務者　村田　裕子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目４番18号　クラウンハイツ201号室
債務者　外舘　鷹匡
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係